

令和7年12月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年12月総会議事録

1 日 時 令和7年12月9日（火）午後3時20分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式28件・二段階方式40件)

報告事項

1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）

(2件・二段階方式1件・耕作者変更1件)

2 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

3 その他

・次回総会 1月16日（金）市役所4階会議室

・現地調査 1月 6日（火）予定

4 出席委員（16人：議席順）

1番 岡藤 英雄 2番 村岡 清美 3番 岡島 史真

5番 大田 寛治 6番 河野 八千代 7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐 9番 末永 恵子 10番 高林 司

12番 木村 友則 13番 名和田 栄治 14番 林 弘幸

15番 大田 裕美 16番 木村 正雄

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（3名）

4番 西村 志おり 11番 林 一志 17番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 秋本 佑美

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和7年12月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	<p>本日の付議事項は、議案2件、報告事項2件でございます。</p> <p>慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>引き続きまして、11月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。</p> <p>(会議等の報告)</p>
議長	<p>それでは、ただ今から令和7年12月の総会を開会いたします。</p> <p>在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は16名、欠席委員は3名でございます。</p> <p>よって、在任委員の過半数が出席をされておりますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>5番、大田寛治委員、6番、河野八千代委員、よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を、お願いいたします。</p>
事務局長 補佐	<p>それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。</p> <p>令和7年12月9日提出、長門市農業委員会会长、大野耕作。</p> <p>番号1。</p> <p>土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,088m²。</p> <p>譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。</p> <p>譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。</p> <p>権利の種類は、所有権の移転です。</p> <p>理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があつたので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢で農業に従事したことがないので、譲渡</p>

することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から北西へ約400mに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長

引き続いて、当地区担当は私、19番、大野でございますので、補足説明をいたします。

11月26日、事務局、宮本推進委員と私で現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

譲受人の●●さんは、長年この農地の小作をされていました。

ここは昔、ほ場整備をされた地域でありますて、用水と排水が一本でございますので、他所から来られてもなかなか耕作が難しい地域であります
が、●●さんは、そういう部分でも最適者だと思います。

簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和7年12月9日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和7年12月26日の公告となります。

まず、一括方式、従前の相対に相当する利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件1筆の1,380m²。長門地区が、8件18筆の32,335m²。日置地区が、3件5筆の8,070m²。油谷地区が、3件6筆の13,786m²。

計が、15件30筆の55,571m²となります。

次に使用貸借ですが、三隅地区が、3件7筆の9,694m²。長門地区が、6件15筆の24,554m²。日置地区が、1件1筆の1,380m²。油谷地区が、3件12筆の18,812m²。

計が、13件35筆の54,440m²となります。

全体で、三隅地区が、4件8筆の11,074m²。長門地区が、14件33筆の56,889m²。日置地区が、4件6筆の9,450m²。油谷地区が、6件18筆の32,598m²。

総計で、28件65筆の110,011m²となります。

詳細につきましては、3ページから6ページをご覧ください。

次に、7ページをご覧ください。二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件2筆の4,449m²。長門地区が、2件3筆の4,995m²。日置地区が、32件131筆の200,883m²。油谷地区が、1件2筆の2,976m²。

計が、36件138筆の213,303m²となります。

次に使用貸借ですが、長門地区が、1件2筆の4,258m²。日置地区が、3件7筆の6,265m²。

計が、4件9筆の10,523m²となります。

全体で、三隅地区が、1件2筆の4,449 m²。長門地区が、3件5筆の9,253 m²。日置地区が、35件138筆の207,148 m²。油谷地区が、1件2筆の2,976 m²。

総計は、40件147筆の223,826 m²となります。

詳細につきましては、8ページから15ページをご覧ください。

機構法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入れます。16ページをご覧いただけたらと思います。
報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲▲番▲号、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は896 m²。

令和7年12月1日に合意解約をしております。

ほか1件の合意解約となります。

続きまして、17ページをご覧ください。

農地中間管理事業、二段階方式に係る合意解約でございます。

番号 1。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、有限会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 688 m²。

令和 7 年 12 月 1 日に合意解約をしております。

続きまして、18 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

旧転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

新転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は 1,746 m²。

契約期間は、令和 8 年 2 月 25 日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっております。

報告事項 1 については、以上となります。

議長 ただ今、事務局より報告事項 1 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項 2 の説明をお願いします。

事務局長 それでは、説明をいたします。19 ページをご覧いただけたらと思います。

報告事項 2、公共工事の施行に伴う農地の転用について、でございます。

番号 1。

内容としましては、市道●●線道路改良事業施行に伴う道路用地として永年転用するというものです。令和 7 年 11 月 26 日に受理しております。

報告事項 2 については、以上となります。

議長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 補佐	<p>それでは、事務連絡をいたします。</p> <p>まず、次回の農業委員会定例総会は、令和8年1月16日、金曜日、9時30分から、長門市役所4階会議室で開催いたします。</p> <p>なお、現地調査につきましては、1月6日、月曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>続きまして、農地利用最適化推進地区別会議についてです。</p> <p>長門、三隅地区につきましては、1月27日、火曜日、午前に長門地区、午後に三隅地区において開催いたします。</p> <p>日置、油谷地区につきましては、1月22日、木曜日、午前に日置地区、午後に油谷地区において開催いたします。ご参集のほど、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>最後に、農業委員会だより編集委員会についてです。</p> <p>本総会終了後に編集会議を開催いたしますので、大野会長、深水職務代理、村岡委員、西村委員、河野委員、末永委員、大田裕美委員は、このまま残っていただきますよう、お願ひをいたします。</p> <p>事務連絡は、以上となります。</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でございました。</p>

終了時間 午後4時5分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年12月9日

長門市農業委員会会長 大野耕作

議事録署名委員 大田寛治

議事録署名委員 河野八千代